

伊賀市部落差別解消（第４次同和施策）推進計画（中間案）パブリックコメント募集結果及び計画への反映結果

資料２

意見提出人数：１９人（ログフォーム受付　１４人、電子メール　１人、支所からのメール便　４人）

番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方	反映結果	本文ページ
1	「隣保館には事象として扱えない部落差別」とはなんですか？	第1章「1計画の策定の背景と目的」の本文に記載したように、動画サイトや掲示板などへの差別投稿のように、投稿者の匿名性が問題となる事案や、加害意識のない中で行う言動（マイクロアグレッション）など、これまでの差別事象のように特定の加害者と被害者という枠に収まらないものを「事象として扱えない部落差別」と表現していましたが、マイクロアグレッションの用語を追加し、具体的な表現とするよう本文を修正しました。	反映	P.2
2	（6ページ）「2計画の位置づけと他計画との関係」のところで、「第2次伊賀市総合計画を上位計画とし」と書かれているにもかかわらず、伊賀市部落差別解消推進計画が枠外にあるのは、制度体系から間違っています。そもそも、部落差別は、人権侵害のなかの、差別事象の一つであり、その解消に向けての計画は「人権施策総合計画」に盛り込まれています。この「他計画との関係」図では、第2次伊賀市総合計画を上位計画とする他計画を抱合した枠と並行の計画として「部落差別解消推進計画」が位置づけられ、他計画をチェックするように見受けられます。人権施策総合計画の中に、「部落差別解消推進計画」が位置づけられるべきです。	6ページの本計画の位置づけと他計画との関係性を説明した文章と、関係性を表した図については、ご指摘いただいた点を踏まえ、本計画と各計画との関係性をより正確に表す内容とするよう修正しました。	反映	P.6
3	(15ページ)「心が傷つく」問題ではありませんという記述があるが、差別を受けたら心が傷つくのは当然。差別を受けても心が傷つかないというのは差別や人権侵害を受けた人の苦しみをあまりにも軽視する文言であり、伊賀市同和課の人権意識の低さが表れている。	15ページの3.救済に関する施策の実現の項目の1行目の表現は、後に続く文章と合わせた文脈全体で、差別や人権侵害による被害は、心が傷つく以上に、社会的な損失を伴う深刻な問題であるという説明を構成していますが、一部の表現を切り取った場合、真意と逆の意味になることから、「心が傷つくだけの問題ではありません。」との表現に変更しました。	反映	P.15
4	隣保館への部落差別に関する相談が少ない事を反省するという記述がある。それはとらえ方が間違っている、反省するのではなく市民の気持ちの中に差別する地域が存在しないと理解するべきでしょう。従って「部落差別を中心とした」という記述は不要。	2020年に実施した人権問題に関する市民意識調査では、57.6%の市民が今も部落差別はしていると認識しています。また、2021年に実施した隣保館ニーズ等調査、ヒアリング調査の結果から、潜在的な部落差別被害が数多く確認されました。ただし、このような状況にもかかわらず、隣保館をはじめ公共機関への相談件数に結び付いていないのことも明らかとなりました。隣保館が相談事業の充実を図る背景としては以上のとおりですが、隣保館が相談窓口としての機能を十分に発揮させるためには、職員の相談スキルを向上させることに加えて、より相談しやすい環境を整備するなど、市の対応についての記述を追加しました。	反映	P.29
5	(29ページ)「部落差別をはじめとするあらゆる差別の相談を受け止める能力が低い」という記述があるが、「能力が低い」という記述は隣保館職員に対する人権侵害ではないか。そもそも部落差別の相談件数が少ないのは差別事象が少ないからではないのか。本当に隣保館の能力が低いのであれば生活全般の相談もこないはず。		反映	P.29
6	52ページ「1．計画の推進体制」に、隣保館の充実される総合的な相談業務や役割について明記すべきと考えます。隣保館が、あらゆる差別事象への再発防止、救済、啓発、ワンストップ相談窓口として、さらなる機能の充実や強化されることが望ましいと考えるため。	いただいたご意見のとおり、総合的な相談窓口を担う隣保館は、本計画の柱である相談体制の充実を推進させるため、今後更に機能を強化していく必要があります。第5章の「1計画の推進体制」①庁内推進体制に、（3）隣保館・教育集会所・児童館の項目を追加し、（1）推進会議（2）作業部会と同じく庁内推進体制の一つと位置づけることで、隣保館等の役割を明確化しました。	反映	P.52

伊賀市部落差別解消（第４次同和施策）推進計画（中間案）パブリックコメント募集結果及び計画への反映結果

意見提出人数：１９人（ロゴフォーム受付　１４人、電子メール　１人、支所からのメール便　４人）

番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方	反映結果	本文ページ
7	皆が平等という考え方なら、とりたてて位置づけが必要かな？と考えてしまう	部落差別解消推進法では現在もお部落差別が存在すると示しています。また、2021年度に実施した隣保館利用者ニーズ等調査およびヒアリング調査では、部落差別の被害が複数報告されています。こうした状況から市は隣保館を活用して同和問題の解決に向けて取り組んでいます。本計画はその具体的取組を推進するため策定するものです。	参考	
8	特別に機関を設けることが、差別化しているように思える。なに何センターと言う名称ではなく、総合センターで良いのでは、よろず相談所のような文面を読んでいて、よく内容が入ってこない。いい格好がしたい。なんでもやりますみたいな。よく出来た資料だと感じました。隣保館と言う名称自体が聞き慣れないし、差別してるように思える。国が考えた名称だと思いますが？		参考	
9	高齢者の方々の相談や支援をしています。市職員を含む関係機関の職員の人権に対する姿勢や考え方に疑問を持つ事が度々あります。一例ですが、病気のため体が不自由な高齢者の方が自宅の風呂に入るのが厳しい。関係機関の職員は、デイサービスに通所し風呂に入ればと言います。通常ならそれで済みますが、「あんたどこの人？」と聞かれたり、非識字のため辛い思いをするのではないかとという想像力はあるのか？また、腕に障がいがある方に何故できないのか？するべきだと強く迫り、イヤな思いにさせる。理由を丁寧に親身に聞いてもらえれば納得するはずの事を、そこを飛ばして決めつけた見方をする。実際、文句は言ってくるが、こちらの依頼はしてくれないと、ある部署の職員から言われました。何が言いたいかと言うと、市職員として私自身にも言えますが、もっと人権意識を高め、日々の業務に取り組んでほしいのです。解放講座や市や県の人権研修にどれだけの職員が参加していますか？私はかなりの研修に参加していますが、参加を見ません。関係部署だけでなくすべての部署の方に言えることです。すべての部署に人権の視点を持ってほしいのです。意識調査にも、人権研修の参加回数が多い人ほど人権意識が高いと数値に表れています。三重県のなかでも伊賀市は様々な施策や法にいち早く取り組んできたと聞いています。また、助けてと言える人はまだ自立の力がありますが、支援の必要な厳しい暮らしのなかで生活している人は「助けて」とも言えない状況なのです。だからこそ、アウトリーチが必要なのです。「なんかあったら来てや」と言って、どれだけの人が来ますか？来ません。本当に助けてほしい人は声も出せない、私自身、仕事のなかで感じている所です。厳しい生活背景(部落地区が最も多い)の中に建てられた隣保館の存続と、隣保館の存在意義はまだまだ、これから必要であることも合わせて意見として延べさせていただきました。		参考	
10	一部聞捨てならない箇所はありましたが、差別を望んでいるわけではないことはお伝えします。総じて問題や目的については異論ありません。正しく助けが必要な人なのか、問題としなければならない事例なのか精査されていることが大事だと思います。公金を用いて活動する以上は当然のことです。しっかりと精査した上で活動してください。		参考	
11	伊賀市で生活して長いですが未だに部落差別が現存しているという認識がありません。2020（令和2）年11月に実施「人権問題に関する伊賀市民意識調査」からとのことですが、2章を記載する際は調査数を記載しその中で「差別はある」という認識が6割と記載しなければ正確な認識が出来ないです。伊賀市民意識調査へのリンクもないですし。		参考	
12	伊賀市で生活して長いですが未だに部落差別が現存しているという認識がありません。私が伊賀市内の小学校、中学校（現在40代）で勉強していた時分、部落差別についてはこんなことがあったということを知った記憶しかないです。現在でも未だに部落差別が続いているという話はなかったと記憶しています。私の周りでは出身場所による差別は聞いたことはありません。		参考	
13	（10ページ）「自分とのつながりを見いだせない市民が部落差別をなくす行動に移すことは考えにくい」とありますが、誰が考えにくいのですか。あなたですか。根拠を示してください。部落差別をなくす行動に出ない市民は、市民ではないのですか。 （11ページ）「未然防止に有効なしくみを新たに構築する必要があります」と書かれていますが、「未然防止」は、大変あいまいで、使われ方が危険な場合があります。計画に盛り込むべきではありません。「慣習と制度によって、部落差別は構造的差別となり」と書かれています。それでは、慣習と制度がなくなれば、部落差別は構造的差別ではなくなり、「構造を改革」するための新たな施策は必要ありません。書かれているように、1871年のいわゆる解放令により制度的差別は解消されました。慣習は残っているのでしょうか。差別意識は全くなかったとは言えませんが、残っている慣習があればお示してください。		参考	P.10 P.11
14	「部落差別が減ってきているのは差別する地域が存在しないということであり行政が同和地区と特化する地域の人たちにだけ特別施策たとえば（同和奨学金）等不公平な施策だと思っている。この批判は差別ではない。		参考	
15	旧同和对策事業を実施するための対象地域としての「同和地区」は、2002年に同和对策事業特別措置法が失効したため、同和地区指定というものは伊賀市にはない、つまり「同和地区」は存在しないという認識で良いですか。その上で、第4次推進計画中間案には、「被差別部落」という記述がありますが、これは「差別されている人たちが住んでいる地域、差別されている地域」という認識で使用するということでしょうか。そうであるならば、この計画によって伊賀市には被差別部落が存在していると行政が認めているということでしょうか。		参考	
16	部落差別をはじめとする人権問題について・・・→なぜ部落差別だけが特別なのか？！差別があることは許せないことだが、他の人権問題も同等と考える。大阪から転居し、旧同和地区のすぐそばで住んでいたが、このような考え方はかなり以前のものだ。		参考	
17	『基本施策「部落差別解消のための啓発・教育の推進」を通じて、市民全員に差別をなくす当事者としての自覚を促す機会を提供します。』とありますが、そのとおりだと思います。特に学校教育で情報の本質を見極めることができるようにすることが重要だと考えます。	部落差別解消へ向けた市民の学習機会に対するご意見としてお伺いします。いただいたご意見は、今後担当部署と共有させていただきます。	参考	P.50
18	(24ページ)隣保館職員に相談が出来ていないという課題が・・・相談員の専門性の向上・・・とありますが、そもそもどこの誰に相談したら良いか分からない事はないのでしょうか？分かりやすい相談窓口の周知が必要と思いました。	早急に市民に周知徹底させるようにします。	参考	P.24

伊賀市部落差別解消（第４次同和施策）推進計画（中間案）パブリックコメント募集結果及び計画への反映結果

意見提出人数：１９人（ロゴフォーム受付　１４人、電子メール　１人、支所からのメール便　４人）

番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方	反映結果	本文ページ
19	(27ページ)部落差別を解消するための学習や交流の機会を従来以上に充実します・・・とありますが、子供が差別の残る地域や人を理解することで、新たな差別意識が出てくるかも知れないので、あまり進んで深掘りしないで、現在の差別問題を解決する方に注力した方が良いと思います。	2020年度に市が実施した人権問題に関する伊賀市民意識調査では、被差別当事者に差別の原因があるという考え方について、18.2%の人が「そう思う」あるいは「どちらかといえばそう思う」と答えています。部落差別を生み出しているのは、正しく問題を理解していない周りの人々であるということが理解されていません。また、そっとしておけば部落差別は自然になくなっていくという考え方について、「そう思わない」という意見が2014年度の調査結果より8.8%増えています。「寝た子を起こすな」では解決しないという認識を高めていく取組みが求められます。	参考	P.27
20	公営住宅の建て替えについて、半民半官の特別老人ホーム等に建て替えれば、利用者も増え、独居問題も解決できるのではないのでしょうか。	公営住宅については特別養護老人ホームとしては使用できませんが、公営住宅法に基づく厚生労働省・国土交通省令で定められた社会福祉事業である認知症対応型老人共同生活援助事業を行う社会福祉法人等に使用させることは可能とされています。今後、社会福祉法人等から公営住宅を使用して同事業を行う等の要望があれば関係部署で協議しながら検討させていただきます。	参考	P.32
21	(52ページ)差別に関するモニタリングや法務局への削除要請・・・　昨今この点の問題が多いので、良い政策と思います。監視には人的問題での苦労もあるかと思うので、AIによる監視・記録が出来れば、早期に手が打てると考えます。	新しい手法については今後検討してまいります。	参考	P.52
22	（２１ページ）「今回のヒアリング調査の結果では、被差別部落住民が生活のさまざまな場面で部落差別の被害を受けている状況にあるなか、隣保館職員に相談ができていないという課題が明らかになりました。」と書かれ、そのため、「従来以上に相談体制を強化」し、「相談員の専門性の向上」に取り組むと書かれています。職員の問題でしょうか。すでに隣保館があり、職員が配置されているなかで、限られた数のヒアリング調査で、相談体制が不十分で職員の専門性を高めなければいけないと結論付けるのは早急ではないのでしょうか。また、隣保館以外でも、それぞれに専門性をもった市職員がおられるのではないですか。	部落差別解消推進法第４条では、地方公共団体に相談体制の充実に努めるよう求めています。多種多様な相談に応じられるためには窓口の専門性の向上は必要だと考えますが、職員の負担だけにらず、関係機関と連携することで得られると考えます。	参考	P.21
23	３４ページの（１）保健・福祉の充実や、３９ページの（２）就労と収入の安定、４０ページの（３）教育・文化の向上など、市民にとって、必要な施策が書かれています。一般施策の中で、市民生活の向上が図られるよう、切に願います。	個別の施策や事業に対するご意見としてお伺いします。	参考	P.34 P.39 P.40
24	「男女共同参画基本計画」や「地域福祉計画」などにおいても、このような推進体制が組まれることを願います。	各計画の推進体制に対するご意見としてお伺いします。いただいたご意見は、今後関係部署と共有させていただきます。	参考	
25	「最近では、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じており、インターネット上の差別投稿が社会問題化し、被差別部落の所在地情報の適示や被差別部落出身者の個人情報がインターネット上に流布されるなど、新たな部落差別事象や人権侵害なども多発しており、その内容は悪質かつ陰湿化してきています。」とあるが、伊賀市で調査・確認しているのですか。	インターネット上の差別書き込みに対するモニタリング事業は、2007年から三重県、名張市、伊賀市の３者で連携して取り組んでおり、人権侵害につながる投稿に対しては削除要請を行っています。	参考	P.1
26	「差別があってはならない」は自明のことです。すべての差別をなくすために、公正な市政をお願いいたします。SNSやインターネットでの差別的な投稿を問題にするのであれば、具体的な対策を立てることが必要です。投稿削除や投稿者の特定と名誉棄損等の法的対処など、ご検討ください。差別意識をなくすなど、意識の問題とするのではなく、差別を受けることによって実際に不利益をこうむる場合は、具体的な対策を講じることを求めます。		参考	
27	個人情報がインターネット上に流布されることに対して、目に見えぬことへの不安がその人の人生に大きく影響することへの恐ろしさが伝わる。		参考	
28	市民・地域・企業・学校・各種団体が一体となること。また、近年問題となっている、パソコンやスマートフォンなどで自由に書き込みを行なうサイトを定期・継続的な監視及び対応・処置が重要。		参考	

伊賀市部落差別解消（第４次同和施策）推進計画（中間案）パブリックコメント募集結果及び計画への反映結果

意見提出人数：１９人（ロゴフォーム受付　１４人、電子メール　１人、支所からのメール便　４人）

番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方	反映結果	本文ページ
29	52ページまで拝見して、あまり意見と言える程のものはないのですが、確かに言えることは、すべての人に関わる重要な課題だと認識しています。まだまだ解決に至らないことは、わかりました。速やかに解消したいものです。される方も、解決しようと現場で活動する方も大変な思いをされているはずです。みんな同じ方向をむけるように、仲間意識を今まで以上につくるようにしたいですね。	部落差別の解消に向けてのご意見としてお伺いします。	参考	
30	生活実態調査から隣保館利用者へのアンケートに変更したのはなぜですか？その理由が述べられていません。	今回実施した隣保館利用者ニーズ等調査およびヒアリング調査は、同和施策審議会の意見を反映し、これまで対象とすることができていなかった若者・子育て世代を調査対象の中心に据える方針に基づき実施されました。 なお、従来の生活実態調査についても非常に有効性の高い調査であると考えています。	参考	
31	「高齢者のみの世帯や単身高齢者世帯の増加により、生活面での不安を抱える人が増えてきています」は部落差別とかかわりがどうあるのですか？	前回の生活実態調査からは、差別により生活基盤が弱いことから生じる生活面での不安や社会課題等が特に高齢者に顕著に現れています。	参考	P.3
32	「差別する側」「マジョリティ側」という文言は不要です。そもそもそのような区分けは不可能です。	部落差別解消推進法の基本理念は、すべての国民が差別をなくす当事者であることを示しています。この社会の中に差別を受ける側、少数側が存在するかぎり、その反対側を意味する概念として、啓発の上では必要な用語と捉えています。	参考	P.5 P.50
33	p10～11　第3次計画では、「人権問題に関する伊賀市民意識調査」の概要と結果についての記述がありましたが、第4次計画中間案では、2020年11月に実施した「人権問題に関する伊賀市民意識調査」の概要や結果の記述がありません。よってp11に記述されている「大幅な改善に至らなかった5年間」という評価が、本当にそうだったのかわかりにくいです。また、「未然防止に有効なしくみ」とはどういうものなのか「新たに構築する」必要性があるのかわかりません。最終的には、第3次計画のような概要と結果が掲載されるのでしょうか。推進計画の中で市民意識調査の見える化が必要ではないでしょうか。 p11　最後の「部落差別・部落問題が構造的な問題としてもたらされている」とは、具体的にどういうことなのか、そして、そういうことを踏まえた「構造を変革していくための新たな施策」とは、どういうことなのか、よくわからないので、市民に理解できる記述にしてください。	部落差別解消推進法の基本理念は、すべての国民が差別をなくす当事者であることを示しています。このことを市民に分かりやすく説明するよう、今後講演会や学習会をととして周知徹底することが市の務めだと考えます。	参考	P.10 P.11
34	p23　第3次推進計画にあった「施策分野５　現行の同和関連施策の対応」が第4次推進計画中間案では、なくなっています。施策分野から削除した理由は何でしょうか。　部落差別を解消し、明るく住みよい共生社会の実現のために必要な施策として第4次計画期間も実施するのであれば、施策分野１～３の基本施策の事業として第3次推進計画同様、同和関連施策は記述するべきであると考えます。	第４章の内容に重複するため記述を削除しました。	参考	P.23
35	42ページ　未来塾について　伊賀市として、地域未来塾は、同和問題解決に向けた取り組みとして活用していくということでしょうか？(同和問題が理由で貧困や家庭の学習が困難な子のみを対象とするということでしょうか？)	地域未来塾については、条件が整い必要であれば、一般地域でも実施可能な事業です。	参考	P.42
36	p42 基礎学力の向上の文中に「地域未来塾を推進」とありますが、「地域未来塾」とは、文部科学省が所管する事業で大学生や地域住民、教員OBの協力で、学習習慣の確立や基礎学力の定着のため、放課後や長期休みなどに子どもたちの学習を支援する取り組みです。伊賀市では、すべての小中学校にある地域学校協働本部が主体となって取り組むべき重要な施策と考えますが、伊賀市教育委員会の令和5年度教育方針に「地域未来塾」という記述が出てきません。 一方、部落差別解消推進計画の中間案に「地域未来塾」の記述があるということは、教育委員会として「地域未来塾」は部落差別を解消するための施策として位置付けているということでしょうか。 p50　「差別を解消するのは被差別当事者ではなく、差別に無関心な人も含め差別する側が差別をなくす当事者になる」との記述があるが、このような考え方は、被差別部落民とそうではない市民という垣根を作り、そうでない市民は差別者であるという捉え方になるのではないのでしょうか。ひいては、市民の分断を招くものだと考えます。よって、第4次の計画期間にこのような記述内容を社会通念にすることは、やめるべきと考えます。	部落差別に限らず、障がい者差別においても、差別をする側（社会の側）が、合理的配慮をすることなど、差別をしないように行動するという啓発や教育を実施します。	参考	P.42 P.50
37	41ページ　同和奨学金について　見直し、拡充と記載がありますが、住んでいる場所に関わらず伊賀市内すべての子どもを対象とした奨学金に変化させていくということでしょうか？　人権学習の推進について　現在より人権学習の頻度(子ども、先生、保護者に対して)を増やしていくということでしょうか？	伊賀市には伊賀市奨学金、伊賀市同和奨学金、伊賀市ササユリ奨学金の３種の奨学金制度がありますが、このうち伊賀市奨学金と伊賀市同和奨学金について見直しを行い、今後、新しい１つの奨学金制度とするため検討をしています。	参考	P.41
38	同和奨学金については・・・　非正規労働者おしりの両親の家庭では、子どもの貧困が社会的問題となっています。そのことを認めているのに、まだ同和奨学金として他と差をつけることに何の合理性があるのか。伊賀市のすべての子どもたちがお金の心配なく学べるようにするべきと考える。		参考	

伊賀市部落差別解消（第４次同和施策）推進計画（中間案）パブリックコメント募集結果及び計画への反映結果

意見提出人数：１９人（ログフォーム受付　１４人、電子メール　１人、支所からのメール便　４人）

番号	頂いたご意見	ご意見に対する考え方	反映結果	本文ページ
39	「部落差別の解消の推進に関する法律（参考資料）この法律には、次の８項目が明記されました。」とあるが、法律に附帯決議があるが、附帯決議を明示し、踏まえてほしい。（以下略）	部落差別解消推進法の附帯決議については、行政に向けられたものと認識しており、啓発を行う上で配慮すべきものと捉えております。	参考	P.2
40	同和問題を考える場合、それが「昔ながらの非合理的な差別意識」（社会問題としての同和問題は基本的に解決している）か「差別意識の解消を阻害し、また新たな差別意識を生む要因」に分類し、「新しい要因による新たな意識は、その新しい要因が克服」され「解消」する取り組みが必要であるが、本計画案はその観点がなく、取組みもないという点からみても撤回すべきである。		参考	
41	また、附帯決議文の二の内容についても、当市においては特定の人権活動団体に対して、毎年多額の予算を支出し、学校や各地区での人権講演と称するよう同和教育又は人権啓発活動を実施していますが、果たしてそれらが本附帯決議が言うように、「真に部落差別の解消に資するものとなっているか」の客観的評価も行われてはおらず、したがってこれに加えて、いわゆるB/Cと言われる費用対効果も検証されていない状態です。つまり、「その内容や手法」についての"客観的評価体制"が何ら整備されていないことから、この参議院法務委員会附帯決議文二の内容についても「格段の配慮」として反映させた推進計画を定めることが肝要です。		参考	
42	悪循環を繰り返しているという認識に立ち、総合的な施策を講じることが必要である。意識変革、人権啓発、自由と平等、基本的人権、安心・安全な生活を営む権利という基本中基本の実現。地方自治体が主体となり、当部署だけでなく他部署や他関係機関との横断的な連携が重要である。		参考	
43	有効に機能する総合相談の展開が必要で、人権擁護体制の立場から共生社会を実現すべく、部落差別解消、未然防止差別事象の早期発見・把握、迅速な対応が重要	部落差別（同和問題）は土地にまつわる差別ですが、被差別部落（同和地区）にルーツを持つ人に対する差別がヒアリング調査でも確認されていることから、特定の地区を指す用語というよりも、部落差別を受けたことがある人を被差別部落住民と表す場合に使う用語としています。 なお、本計画において実施するすべての事業は一般施策で行っています。	参考	
44	「被差別部落」という記述は不適切。差別を受けた経験がなくても特定の地域に住んでいるというだけで被差別部落住民というレッテルを貼ることは人権侵害。		参考	
45	被差別部落の表現に違和感を感じます。同和部落についても同じなのですが差別を受けることが前提のこの表現には納得いきません		参考	
46	全ての記述に「被差別部落」に置き換えられている。これは差別の固定化を押しつけています。もってのほかです。		参考	
47	「同和地区」を「被差別部落」に置き換えるのは差別の固定化を招くこととなるのでこのような表現はしない　一般施策で行うことが求められています		参考	